

水質検査成績書

第 25-00524 号

依頼者 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
標津町長 山口 将 悟 様

2025年 04月 16日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別	浄水	区分	簡易水道				
採水年月日	2025年04月16日	時間	9時25分	天候	前日 雨	当日 雨	
施設名	標津地区簡易水道						
水源名称	標津地区簡易水道(標津北部系)						
採水地点	標津町役場						
採水者	清水 誠 一	所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター				
気温	5.9 °C	水温	4.7 °C	残留塩素	0.3 mg/L		
No.	項目名	結果値	水質基準	検査方法	定量下限値		
01	一般細菌	0 1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-		
02	大腸菌	不検出	検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-		
03	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.2		
04	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3		
05	pH値	7.3	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-		
06	味	異常なし	異常でないこと。	官能法	-		
07	臭気	異常なし	異常でないこと。	官能法	-		
08	色度	<1 度	5度以下であること。	透過光測定法	1		
09	濁度	<0.1 度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1		
		以下余白					
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)						
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。						
検査期日	2025年 04月 16日 ~ 2025年 04月 23日						
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴 浩						
2025年 04月 23日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター					

1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

水質検査成績書

第 25-00525 号

依頼者 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
標津町長 山口 将 悟 様

2025年 04月 16日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別	浄水	区分	簡易水道						
採水年月日	2025年04月16日	時間	10時43分	天候	前日	雨	当日	雨	
施設名	標津地区簡易水道								
水源名称	標津地区簡易水道(古多糠系)								
採水地点	標津消防団第二分団詰所								
採水者	清水 誠 一	所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター						
気温	6.8 °C	水温	4.6 °C	残留塩素	0.3 mg/L				
No.	項目名	結果値	水質基準	検査方法	定量下限値				
01	一般細菌	0 1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-				
02	大腸菌	不検出	検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-				
03	塩化物イオン	4.2 mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法(検イオン)	0.2				
04	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3				
05	pH値	7.3	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-				
06	味	異常なし	異常でないこと。	官能法	-				
07	臭気	異常なし	異常でないこと。	官能法	-				
08	色度	<1 度	5度以下であること。	透過光測定法	1				
09	濁度	<0.1 度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1				
		以下余白							
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)								
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。								
検査期日	2025年 04月 16日 ~ 2025年 04月 23日								
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴 浩								
2025年 04月 23日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第5-6水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター							

- 成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
- 本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

水質検査成績書

第 25-00526 号

依頼者 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
標津町長 山口 将 悟 様

2025年 04月 16日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別	浄水	区分	簡易水道						
採水年月日	2025年04月16日	時間	10時14分	天候	前日	雨	当日	雨	
施設名	川北地区簡易水道								
水源名称	川北地区簡易水道(川北系)								
採水地点	標津町川北生涯学習センター								
採水者	清水 誠 一	所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター						
気温	6.5 °C	水温	5.3 °C	残留塩素	0.6 mg/L				
No.	項目名	結果値	水質基準	検査方法	定量下限値				
01	一般細菌	0 1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-				
02	大腸菌	不検出	検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-				
03	塩化物イオン	4.3 mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.2				
04	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3				
05	pH値	7.4	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-				
06	味	異常なし	異常でないこと。	官能法	-				
07	臭気	異常なし	異常でないこと。	官能法	-				
08	色度	<1 度	5度以下であること。	透過光測定法	1				
09	濁度	<0.1 度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1				
		以下余白							
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)								
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。								
検査期日	2025年 04月 16日 ~ 2025年 04月 23日								
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴 浩								
2025年 04月 23日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第5-6水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター							

1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

水質検査成績書

第 25-00528 号

依頼者 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
標津町長 山口 将 悟 様

2025年 04月 16日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種 別	浄水	区 分	簡易水道					
採水年月日	2025年04月16日	時間	11時17分	天 候	前日	雨	当日	雨
施設名	薫別地区簡易水道							
水源名称	薫別地区簡易水道							
採水地点	標津消防団 第一分団詰所							
採水者	清水 誠 一	所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター					
気温	6.8 °C	水温	4.2 °C	残留塩素	0.5 mg/L			
No.	項 目 名	結 果 値	水 質 基 準	検 査 方 法	定量下限値			
01	一般細菌	0 ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-			
02	大腸菌	不検出	検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-			
03	塩化物イオン	4.4 mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	0.2			
04	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.8 mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3			
05	pH値	7.2	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-			
06	味	異常なし	異常でないこと。	官能法	-			
07	臭気	異常なし	異常でないこと。	官能法	-			
08	色度	1 度	5度以下であること。	透過光測定法	1			
09	濁度	<0.1 度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1			
		以下余白						
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)							
判 定	上記の検査項目については水質基準に適合する。							
検 査 期 日	2025年 04月 16日 ~ 2025年 04月 23日							
検 査 責 任 者	試験検査部部长 横山 貴 浩							
	2025年 04月 23日	水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター						

- 成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
- 本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。